

令和6年度

足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等 並びに特定子ども・子育て支援施設の指導検査実施方針

1 指導検査の趣旨

(1) 令和6年4月現在における区内の私立認可保育所全113施設のうち61施設(53.9%)、小規模保育事業所全26施設のうち17施設(65.3%)が社会福祉法人以外を主体とする設置運営であり、各法人等がその特色を生かして教育・保育を展開している。幼児教育・保育施設の整備が進み、利用機会の拡大が期待される一方で、施設に従事する職員の入れ替えも頻繁に行われており、区内認可保育所においては8割近い保育士が勤務年数5年以下と、経験年数の浅い職員が多く見られる現状があり、子どもの安全・安心の担保や人権の擁護、アレルギー対応や衛生面の確保、適正な運営や会計処理など、これまで以上にきめ細かな支援が必要となっている。

特に教育・保育の提供については、幼稚園教育要領、保育所保育指針および幼保連携型認定こども園教育・保育要領(以下「3法令」)の内容を理解し、遵守した適切な教育・保育を提供することが求められている。

(2) これらを踏まえ、区としては、子どもの安全・安心と適正な施設等の運営を担保し、すべての利用者が施設等を安心して利用できるよう、次の3つの視点から、子ども・子育て支援法(以下「支援法」)及び児童福祉法(以下「児福法」)に基づく指導検査を実施する。なお、検査結果に基づく指摘事項について改善が認められない場合は、指導・助言を継続する。

ア 児福法および足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の遵守

イ 支援法および足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の遵守

ウ 支援法に基づく給付費等及び区の補助等に対する適正な請求並びに支出

(3) 区は、指導検査の実施にあたって、各施設等の創意工夫や取り組みを尊重し、その運営努力も勘案することで、形式的・画一的な指導とならないよう留意する。また、検査結果の説明時や、指摘事項を踏まえた改善の過程においても、施設等に大事にしてほしい基本的事項をまとめた「足立区教育・保育の質ガイドライン」及び「別冊 保育実践振り返りシート」を活用するなど、きめ細やかな指導・助言を行う。

2 指導検査の対象

区 分		児童福祉法	子ども・子育て支援法	
		認可	一般指導検査	特別指導検査
特定教育・ 保育施設	認可保育所	—	支援法 第 14 条	支援法 第 38 条
	認定こども園			
	(支援法へ移行した) 幼稚園			
特定地域型 保育事業者等	小規模保育事業所	児福法 第 34 条の 17		支援法 第 50 条
	家庭的保育事業者			
特定子ども・ 子育て支援施 設等	認証保育所以外の 認可外保育施設	—	支援法第 30 条 の 3(支援法第 14 条の準用)	支援法 第 58 条の 8
	認証保育所			

(1) 一般指導検査

ア 実地指導

- ・ 施設等を対象に定期的かつ計画的に実施する。
- ・ 報告や文書等の提出・提示を命じる、質問する、施設等に立ち入り検査を行う等の方法により実施する。

イ 集団指導

- ・ 関係法令等の遵守に関して周知徹底等の必要があると認める場合に実施する。
- ・ 施設等の設置者等を一定の場所に集め、講習等により実施する。

(2) 特別指導検査

- ・ 支援法に定める勧告等に相当する違反の疑いがあると認められる場合等に行う。一般指導検査から移行する場合もある。
- ・ 報告や帳簿書類等の提出・提示を命じる、出頭を求める、質問を行う、施設等に立ち入り検査を行う等の方法により実施する。

3 指導検査の重点事項

(1) 教育・保育関係

ア 教育・保育の状況

- (ア) 児童の権利に関する条約、憲法、児福法、児童憲章等を遵守し、子どもの権利及び人権に配慮し、子どもの健やかな成長を支える安心・安全な教育・保育が行われているか。

(イ) 3法令に基づく全体的な計画等（教育課程）及びその他の指導計画の作成がなされているか。

イ 食事の提供の状況

(ア) 子どもの健全な育成に必要な栄養量等を考慮した献立を作成し、乳幼児にふさわしい食生活の展開がされ、適切な支援が行われているか。

(イ) アレルギー児等の子どもの状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。

ウ 健康・安全の状況

(ア) 一人ひとりの子どもの健康の保持及び健康増進に努めているか。

(イ) 子どもの健康状態や発育及び発達の状態が適切に把握されているか。

(ウ) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。

(エ) 食中毒、感染症等の予防対策が徹底されているか。

(オ) 事故発生時の子どもに対する対応や区及び保護者に対する連絡等の措置が適切に行われているか。

(2) 運営関係

ア 基本方針及び組織

(ア) 重要事項に関する規程を制定し、園内に掲示されているか。

(イ) 個人情報の保護や秘密保持に必要な措置が講じられているか。

イ 職員の状況

(ア) 関係法令等及び区の補助制度の基準を遵守した職員配置を行っているか。

(イ) 雇用契約書、出退勤記録等の記録が適正に整備されているか。

(ウ) 職員の健康診断を実施しているか。

(エ) 労働基準法等の基準を遵守した運営を行っているか。

ウ 建物設備の管理及び災害対策の状況（特定地域型保育施設のみ対象）

(ア) 消防計画に基づき防火設備の維持管理がされているか。

(イ) 消火訓練や避難訓練等の防災対策が徹底されているか。

(ウ) 施設の防犯・安全対策が確保されているか。

(エ) 子どもの年齢区分別に基準面積が確保されているか。

(3) 会計関係

ア 計算書類や会計帳簿等が適正に作成されているか。

イ 領収証等の証憑書類が適正に保管されているか。

ウ 資産管理が適正に行われているか。

エ 預金通帳の管理等、内部牽制体制が確保されているか。

オ 現金管理等の会計処理が適正になされているか。

- カ 施設型給付費等及び区の補助金等を適正に請求し、支援法や関係通達、補助要綱等の決まりに沿って適正に支出しているか。
- キ 保護者等から支払いを求める際の説明は、適正になされているか。

4 関係部署との連携

- (1) 検査対象施設が東京都の指導検査対象施設となっている場合は、同日に実施するよう連携を図る。
- (2) 福祉部福祉管理課所管の社会福祉法人が運営する施設等に対する指導検査（以下「法人指導監査」）は、当該社会福祉法人に対する運営課題や指導内容等を双方で確認するなど、必要な情報連携を行うとともに、法人指導監査の対象施設となっている場合は、施設側の意向を確認の上同日の実施を検討する。
- (3) 指導検査の効果を高めるために所管課の職員の検査への立会いを求め、必要事項の調査、照会等を行う。また、通報、苦情、施設の提出書類等から重大な違反が疑われる場合は、機動的に指導検査を実施する。

5 指導形態及び処分

(1) 特定教育・保育施設に対する助言・指導・処分等

ア 助言

以下、イ・ウに該当しない場合は、水準向上等のための「助言」を行う。

イ 口頭指導

支援法関係法令等以外の法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として「口頭指導」を行う。ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は「文書指摘」とする。

ウ 文書指摘

支援法関係法令等に違反する場合は、原則として「文書指摘」を行う。ただし、違反の内容が軽微である場合、改善中の場合及び特別な事情により改善が遅延している場合は「口頭指導」とすることができる。指摘内容を後日文書により通知し、改善に関する報告を求める。

エ 勧告

支援法第39条第1項各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、期間を定めて改善の「勧告」を行う。

オ 命令

正当な理由なく「勧告」に係る措置をとらなかった場合は、期間を定めて「勧告」に係る措置をとるべきことの「命令」を行う。

カ 確認の取り消し等

支援法第40条第1項各号のいずれかに該当する場合、同法第27条第1項の確認の取り消し、または期間を定めて確認の全部または一部の効力を停止す

ることができる。

(2) 特定地域型保育事業者等に対する指導・処分等

ア 助言

以下、イ・ウに該当しない場合は、水準向上等のための「助言」を行う。

イ 口頭指導

支援法関係法令及び児福法関係法令等以外の法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として「口頭指導」を行う。ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は「文書指摘」とする。

ウ 文書指摘

支援法関係法令及び児福法関係法令等に違反する場合は、原則として「文書指摘」を行う。ただし、違反の内容が軽微である場合、改善中の場合及び特別な事情により改善が遅延している場合は「口頭指導」とすることができる。指摘内容を後日文書により通知し、改善に関する報告を求める。

エ 勧告

支援法第5条第1項各号に掲げる場合に該当すると認めるとき、または児福法第34条の16第1項の基準に適合しないと認めるときは、期間を定めて改善の「勧告」を行う。

オ 命令

正当な理由なく「勧告」に係る措置をとらなかった場合は、期間を定めて「勧告」に係る措置をとるべきことの「命令」を行う。

カ 確認の取り消し等

支援法第52条第1項各号のいずれかに該当する場合、同法第27条第1項の確認の取り消し、または期間を定めて確認の全部または一部の効力を停止することができる。

また、児福法第34条の16第1項の基準に適合せず、児童福祉に有害であると認められた場合は、その事業を制限または停止することができる。

(3) 特定子ども・子育て支援施設に対する指導・処分等

ア 助言

以下、イ・ウに該当しない場合は、水準向上等のための「助言」を行う。なお、認証保育所を除いた認可外保育施設はすべて文書指摘を行うため助言は行わない。

イ 口頭指導（認証保育所を除いた認可外保育施設では文書指摘）

支援法関係法令及びその他の通達等に適合していないが、不都合の内容が軽微である場合又は改善が容易である場合は、原則として「口頭指導」を行う。

なお、認証保育所を除いた認可外保育施設はすべて文書指摘を行い、助言は行わない。

ウ 文書指摘

認証保育所は支援法関係法令に適合していない場合は、原則として「文書指摘」を行う。認証保育所を除いた認可外保育施設は支援法関係法令及びその他の通達等に適合していないが、不都合の内容が軽微である場合又は改善が容易である場合も含めて文書指摘とする。

エ 勧告

支援法第58条の9第1項各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、期間を定めて改善の「勧告」を行う。

オ 命令

支援法第58条の9第5項に該当する場合は、期間を定めて「勧告」に係る措置をとるべきことの「命令」を行う。

カ 確認の取り消し等

支援法第58条の10第1項各号のいずれかに該当する場合、同法第30条の11第1項の確認の取り消し、または期間を定めて確認の全部または一部の効力を停止することができる。

6 公表

施設の利用者等へ周知するため、過去3か年分の指導検査の結果の概要を区ホームページに掲載する。